

ACPと法律

鏡野町在宅医療・介護連携事業推進協議会委員
飯綱浩二法律事務所 弁護士 飯綱浩二

どのような医療やケアを望むかについて、自分自身で考えたり、家族や病院などと話し合ったりすることをACP（アドバンス・ケア・プランニング）と言います。このコラムでも何度かACPを取り上げていますが、今回は法律的な視点からACPについて考えてみたいと思います。

病院で治療や手術を受けることを法律的な視点から見ると、治療や手術といった事実行為を病院に依頼する「準委任契約」をしているという考え方が有力です。どのような治療や手術を受けるかは、医師からの説明を聞いた上で本人が決定すること（インフォームドコンセント）が原則です。しかし、認知症などで判断力（意思能力）が低下してくると、本人が判断することが難しくなります。

このように意思能力が低下した場合に利用できる法律的な制度として、成年後見制度があります。裁判所が、意思能力の低下の程度に応じて、成年後見人か保佐人か補助人（以下「成年後見人等」と言います。）を選任する制度です。成年後見人等が選任されると、本人の財産管理や身上監護について、成年後見人等が代理したり同意したりします。しかし、成年後見人等には、手術や延命治療などの医療行為に関して決定したり同意したりする権限は認められていないのです。家族ではない弁護士や司法書士などの専門家が成年後見人等に選任されることも多く、意思能力が低下する前の本人の医療行為に関する希望を十分把握できていない場合が多いことも、その理由の一つと考えられています。そのため、成年後見人等が選任されていても、病院から本人の手術や延命治療について同意を求められた場合、成年後見人等ではなく、家族が、医師からの説明を聞いた上で、同意するか否かを判断しなければならないのです。

本人の判断力が低下した後に、手術や延命治療を行うかどうかを判断しなければならなくなったとき、病院が焦ったり家族が悩んだりすることなく、本人が望んでいた医療行為を早期に受けられるようにするため、法律的な視点からも、ACPはとても重要です。家族だけでなく、病院も一緒になって、終末期までの医療について予め話し合い、本人の希望を書面に残しておくことが、とても大切だと思います。

このコラムを読んでいた皆さん、ご自身のため、ご家族のため、「人生会議」（ACPの愛称）を試してみませんか。



■お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 介護保険係 担当:和田 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891